

事業者団体等に対する受動喫煙防止に関する取組み依頼について

※訪問日は、全て平成26年

名称		依頼内容	周知先 対象数	訪問日等	備考
1	県土整備局都市公園課	子どもが多く利用する公園での喫煙対策の取組みの推進	25	2月13日	県立公園内の児童用具スペースは以前から禁煙
2	環境農政局自然環境保全課		11	2月13日	国立・国定公園、県立公園の管理者及びビジターセンター委託先に周知
3	各市町村健康増進課担当課		33	2月20日	市町村担当課長会議において依頼
4	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	出入口における喫煙・灰皿の移動、撤去の検討	105	3月17日	
5	日本チェーンストア協会関東支部		40	3月11日	
6	公益社団法人 神奈川県病院協会	来院者に対する施設出入口施設周辺での喫煙の配慮	294	1月27日	
7	公益社団法人 神奈川県私立幼稚園連合会	学校出入口、敷地内及びその周辺での喫煙に対する配慮	582	2月10日	
8	神奈川県私立小学校協会		29	2月5日	私学振興課を通して、各小学校に周知
9	一般財団法人 神奈川県私立中学高等学校協会		84	2月6日	3月総会において直接説明
10	一般社団法人 神奈川県専修学校各種学校協会		95	4月24日	
11	神奈川県私立短期大学協会		16	2月6日	
12	神奈川県私立大学連絡協議会		49	2月10日	
13	神奈川県生活衛生同業組合中央会	県条例の更なる周知、徹底	17	1月23日	
14	神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合		190	10月27日	
15	神奈川県興業生活衛生同業組合		199	10月27日	
16	神奈川県理容生活衛生同業組合		2,536	11月5日	
17	神奈川県中華料理業生活衛生同業組合		220	11月4日	
18	神奈川県食鳥肉販売業生活衛生同業組合		40	10月29日	
19	神奈川県氷雪販売業生活衛生同業組合		42	10月27日	
20	神奈川県美容業生活衛生同業組合		60	11月25日	
21	神奈川県鮪商生活衛生同業組合		30	11月25日	
22	神奈川県簡易宿泊業生活衛生同業組合		40	11月25日	
23	神奈川県食肉生活衛生同業組合		500	11月25日	
24	神奈川県クリーニング生活衛生同業組合		723	11月7日	
25	神奈川県飲食業生活衛生同業組合		90	10月22日	

名称		依頼内容	周知先 対象数	訪問日等	備考
26	神奈川県麺類生活衛生同業組合	県条例の更なる周知、徹底	350	12月10日	
27	一般社団法人 神奈川県商工会議所連合会		14	2月18日	
28	神奈川県商工会連合会		19	2月21日	
29	一般社団法人 日本フードサービス協会		808	5月21日	
30	公益社団法人神奈川県薬剤師会		3,000	2月26日	
31	神奈川県中小企業団中央会		1,200	3月3日	
32	神奈川県カラオケボックス協会		274	9月24日	
33	一般社団法人 日本複合カフェ協会		52	7月15日	マンガ喫茶、インターネットカフェ等の団体
34	神奈川県アミューズメント施設営業者協会		40	11月6日	ゲームセンター場経営者の団体
35	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社		駅、屋外施設及びその周辺での喫煙に対する配慮	1	3月12日
36	東海旅客鉄道株式会社	1		4月18日	一部の駅に喫煙所あり
37	東京急行電鉄株式会社	1		3月17日	
38	京浜急行電鉄株式会社	1		5月23日	駅構内に喫煙可能な店舗有
39	相模鉄道株式会社	1		3月3日	
40	小田急電鉄株式会社	1		4月18日	
41	江ノ島電鉄株式会社	1		5月21日	
42	京王電鉄株式会社	1		5月14日	
43	湘南モノレール株式会社	1		3月19日	
44	伊豆箱根鉄道株式会社	1		4月24日	
45	小田急箱根ホールディングス株式会社	1		5月12日	ロープウェイ等の乗場外に灰皿設置
46	横浜高速鉄道株式会社	1	5月23日		
47	神奈川県遊技場協同組合	パチンコ、パチスロ店の受動喫煙防止対策の推進	355	2月18日	
48	一般社団法人 神奈川県バス協会	バス停での喫煙に対する配慮	74	2月26日	
49	一般社団法人日本旅行業協会	県外からの来訪者に対する県条例の周知	1,117	2月28日	
50	一般社団法人全国旅行業協会		160	2月18日	
51	じゃらんリサーチセンター		1	3月11日	
51団体			13,526		

平成 26 年 2 月 20 日

各市町村健康増進担当課長 様

神奈川県保健福祉局保健医療部がん対策課長

受動喫煙防止対策の取組みについて（依頼）

晩冬の候、皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から神奈川県の保健医療行政の推進に格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条においては、施設における受動喫煙の防止が規定され、本県では、受動喫煙対策をより実効性のある規制とするため、平成 22 年に神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成 21 年神奈川県条例第 27 号。以下「条例」という。）を施行し、公共的施設の施設管理者に対して、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するための環境整備の取組みをお願いしているところです。

県条例施行後 3 年経過し、公共的施設の受動喫煙防止の取組みも進んでおりますが、規制の対象とならない屋外での喫煙については、喫煙者のマナーに頼る部分が多く、たばこの煙の曝露について、県にも多くの苦情が寄せられております。

市町村におかれましては、路上喫煙防止条例等により、公共の場所での喫煙規制の取組みを進めていただいておりますが、当該条例等については、屋外でのたばこの煙の曝露防止に大きな効果があると考えられることから、路上喫煙防止条例等所管部局における取組みについて、引き続きよろしく願いいたします。

また、特に健康被害を受けやすい子どもについては、厚生労働省健康局長通知（別添参照）で、「屋外であっても受動喫煙防止のための配慮が必要である。」と通知されているところであり、子どもが多く利用する公園等について、子どもがたばこの煙に曝されないよう、施設での取組みを進めていただきたく、公園等所管部局との情報共有を図られるようお願いいたします。

問い合わせ先
たばこ対策グループ
電話 045(210)5025（直通）

平成 26 年 3 月 17 日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長 殿

神奈川県保健福祉局保健医療部長

受動喫煙防止対策の取組みについて（依頼）

早春の候、皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から神奈川県の保健医療行政の推進に格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、たばこの煙の害については、喫煙者自体の健康への悪影響だけではなく、他人のたばこの煙を吸わされる、いわゆる「受動喫煙」についても、健康への悪影響が科学的に明らかにされております。

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条においては、施設における受動喫煙の防止が規定されており、本県では、受動喫煙対策をより実効性のある規制とするため、平成 22 年に神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成 21 年神奈川県条例第 27 号。以下「条例」という。）を施行し、事業者の皆様にも、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するための環境整備の取組みをお願いしているところです。

条例施行後 3 年経過し、事業者の皆様の受動喫煙防止の取組みも進んでいるところでございますが、条例の規制対象外となっている施設の出入口やその周辺での喫煙によるたばこの煙の暴露について、県に苦情が寄せられることがあります。

厚生労働省通知等（別添参照）においても、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めることとし、また、施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることのないように配慮するよう通知されているところです。

つきましては、施設の出入口付近の吸殻入れを移動、撤去するなど、施設利用者がたばこの煙に曝されないよう御配慮いただきたく、貴会員の皆様への周知をお願いいたします。

問い合わせ先
がん対策課たばこ対策グループ
電話 045(210)5025（直通）